

募 集 要 項

1 概要

愛知県春日井市木附町無番地に所在する航空自衛隊高蔵寺分屯基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の販売等」の競争参加資格を有すること又は同等の資格を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

愛知県春日井市木附町無番地
航空自衛隊高蔵寺分屯基地

4 応募予定業者に対する説明会

新規応募業者は、必ず参加してください。

- (1) 日 時：令和5年10月4日（水）
午後1530（10分前までに入室）
- (2) 場 所：航空自衛隊高蔵寺分屯基地 厚生センター
- (3) 携行品：募集要項、仕様書（既配布資料を御持参ください。）

※参加希望業者は、令和5年9月27日（水）16時までに①会社等の名称、②参加者氏名（各社2名以内）、③連絡先電話番号をFAXにより通知ください。

FAX：0568-51-3091

航空自衛隊高蔵寺分屯基地業務課厚生班 宛

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所

厚生センター内

基地バーベキュー場一部の区画（屋外）

(3) その他

「仕様書」のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

応募を希望する者は、以下のとおり提出されたい。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（様式第1）

(イ) 企画提案書1部（様式第2）

※ 必ず、以下の事項を記載又は資料添付すること。

I 主な販売予定商品・販売価格表（様式第3）

II 過去3年間の法令遵守状況

III 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

IV 衛生管理方法

V クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブル等が発生した場合の対処方法

VI 会社概要

VII その他のアピールポイント

VIII 令和6年度展示即売店出店希望日表（様式第4）

(ウ) その他関係書類1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加の資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

I 業務確約書（様式第5）

II 戸籍抄本（法人である業者にあっては登記簿謄本）

III 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

IV 直近の法人税又は所得税の納税証明

（個人：その3の2、法人その3の3）

V 会社概要（任意様式、パンフレット可）

VI 印鑑証明書

VII 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（食品等を取り扱う場合）

なお、防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有する者に限り「資格決定通知書」の写しをもって、II、III及びIVに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

航空自衛隊高蔵寺分屯基地業務課厚生班

愛知県春日井市木附町無番地

電話：0568-51-0265（内線276）

ウ 提出期限

令和5年10月23日（月） 1700

(2) 応募者の失格

以下のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

出店日については、業者の希望日によるほか、複数の業者の希望日が重複した場合は、協議により決定する。

8 決定業者に対する説明会

(1) 日時：令和5年11月6日（月）

(2) 場所：航空自衛隊高蔵寺分屯基地 厚生センター

9 業者決定後の提出書類等

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、以下のとおり提出されたい。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書、誓約書及び役員名簿

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

令和5年11月20日（月）（細部については、別途連絡する。）

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令 殿

本社(店)所在地：

フ リ ガ ナ

商号又は名称：

フ リ ガ ナ

代表者の氏名：

印

法人・個人の別：

法 人 ・ 個 人

フ リ ガ ナ

担当者氏名：

電 話 ：

F A X ：

愛知県春日井市木附町無番地に所在する航空自衛隊高蔵寺分屯基地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※使用する印鑑は、登録印（印鑑証明書で証明された印）を使用してください。

企画提案書

会社名:


ア 販売予定商品・販売価格表（様式第3）
イ 過去3年間の法令遵守状況
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
エ 衛生管理方法
オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブル等が発生した場合の対処方法
カ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
キ その他のアピールポイント（箇条書き）
ク 令和5年度展示即売店出店希望日表（様式第4）

※ 販売カタログ等の具体的資料があれば添付してください。

令和6年度展示即売店出店希望日表

年間出店日数	日
--------	---

半期	日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	出店 日数												
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		木	金										
上期	4	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金													
	5	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金									
	6	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金										
	7	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水						
	8	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水							
	9	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金						
	10	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
	11	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
	12	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
下期	1	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
	2	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金				
	3	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金					
	4	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	5	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	6	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	

 : 出店不可日

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令 殿

「航空自衛隊高蔵寺分屯基地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社(店)所在地：

フ リ ガ ナ

商号又は名称：

フ リ ガ ナ

代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法人 ・ 個人

フ リ ガ ナ

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※使用する印鑑は、登録印（印鑑証明書で証明された印）を使用してください。

仕 様 書

1 業務件名

航空自衛隊高蔵寺分屯基地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
また、使用許可を取り消された場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格（業者）

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上、必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に展示即売店の設置に係る国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間のうち、決定した日とする。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得

る。

8 営業時間

原則として11:30~13:00までの間とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も、甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上、知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合又はその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前までに甲に

当該解除等の理由及び予定期日等を文書により本契約の解除等を求め、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料等を請求することはできない。

16 その他

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達物品（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る経費は丙の負担とし、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (7) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後に、販売を行うこと。
- (9) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、速やかに対応すること。
- (10) 丙は、営業日に設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 丙は、販売商品及び廃棄物の搬出入方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 基地の電気・ガス・水道を使用することはできない。
- (13) 基地内直営売店の商品と競合する商品の販売を不可とする。
- (14) 酒類については、不可とする。
- (15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。